

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表4の項備考2中「及び床面積」の次に「（増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イ若しくはロに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めたものでない場合は、当該部分を除いた床面積）」を加え、同項備考2第1号中「非住宅部分をいう。」を「非住宅部分をいい、当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。）であるものを除く。」に改め、同備考中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同備考中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

別表第4の1の表中84の項を87の項とし、34の項から83の項までを3号ずつ繰り下げ、33の項の次に次のように加える。

34	法第60条の2の2第1項ただし書第2号の規定による居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	160,000円
35	法第60条の2の2第2項ただし書の規定による居住環境向上用途誘導地区内における建築物の壁面の位置の制限に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	160,000円
36	法第60条の2の2第3項ただし書の規定による居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	160,000円

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第3号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 17,000円

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第1号を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額

ア 200平方メートル以下 34,000円

イ 200平方メートルを超えるとき 38,000円

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計

画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第3号イ中「定める額」の次に「（共用部分の技術的審査を要しない場合には、1の項(1)の(3)イの規定により算出した額）」を加え、同号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 300,000円

別表第4の3の表2の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項及び(2)(1)以外の場合の項中「1戸」を「1件」に改め、同表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第3号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 8,500円

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第1号を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額

ア 200平方メートル以下 17,000円

イ 200平方メートルを超えるとき 19,000円

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第3号イ中「定める額」の次に「（共用部分の技術的審査を要しない場合には、3の項(1)の(3)イの規定により算出した額）」を加え、同号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 150,000円

別表第4の3の表4の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項及び(2)(1)以外の場合の項中「1戸」を「1件」に改める。

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号ア中「平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。」を削り、「第1条第1項第1号イの規定」を「第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め、「床面積」の次に「（増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しくはロに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めている場合は増改築部分に係る床面積）」を加え、「(カ)までに定める」を「(キ)までに定める」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円

(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め、「床面積」の次に「(増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しくはロに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めている場合は増改築部分に係る床面積)」を加え、「(カ)までに定める」を「(キ)までに定める」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 26,000円

(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号ア中「第1条第1項第1号イの規定」を「第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め、「床面積」の次に「(増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しくはロに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めている場合は増改築部分に係る床面積)」を加え、「(カ)までに定める」を「(キ)までに定める」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円

(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号

イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め、「床面積」の次に「(増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しくはロに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めている場合は増改築部分に係る床面積)」を加え、「(カ)までに定める」を「(キ)までに定める」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円
(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号ア中「第1条第1項第1号イの規定」を「第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,500円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 13,000円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築

物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号ア中「の規定」を「に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表3の項中

<p>法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合</p>	を	<p>法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて法第35条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合</p>	に改め、
---	---	---	---	---	------

同項金額の欄第2号イ中「省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定」を「ウに規定する規定に定める方法以外

の方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円
(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表3の項法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合の項金額の欄第2号ウ中「省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円
(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表3の項中

「

(2) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合
--

」を「

(2) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合
--

」に改め、

同項金額の欄中「法第29条第3項」を「法第34条第3項」に改め、同表4の項中「法第29条第1項」を「法第34条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同表5の項中「法第31条第1項」を「法第36条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同項(1)他の建築物を追加しない場合の項金額の欄第2号イ中「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定」を「ウに規定する規定に定める方法以外の方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平

方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表5の項法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)他の建築物を追加しない場合の項金額の欄第2号ウ中「又は同条第3号イの規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表6の項中「法第31条第1項」を「法第36条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同表7の項中「法第36条第1項」を「法第41条第1項」に改め、同項法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項金額の欄第1号中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同号ア中「法第30条第1項」を「法第35条第1項」に改め、同欄第2号中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同欄第3号ア中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同欄第3号イ中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同欄第3号ウ中「省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定」を「エに規定する規定に定める方法以外の方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円
(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表7の項法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項金額の欄第3号エ中「若し

くは同条第3号イの規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円
(審査済建築物については、16,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明書の交付の項金額の欄第1号ア中「の規定」を「に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,500円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明書の交付の項金額の欄第1号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 13,000円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明書の交付の項金額の欄第2号ア中「の規定」を「に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」

を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円
(審査済建築物については、8,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明書の交付の項金額の欄第2号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円
(審査済建築物については、8,000円)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の一部が改正され、居住環境向上用途誘導地区に係る特例に関する規定が設けられたことに伴い当該特例に係る許可の手数料を定め、低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料について減額、細分化を行う等のため、所要の改正をする必要による。